

# マネーロンダリング・テロ資金供与対策に係る基本方針

当組合は、マネーロンダリング・テロ資金供与(以下「マネロン・テロ資金供与」といいます)対策を経営上の重要戦略と位置付け、以下の内部管理態勢構築に努めてまいります。

## 1. 組織体制・責任者

当組合は、コンプライアンス部署担当役員をマネロン・テロ資金供与組合内責任者とし、コンプライアンス部署をマネロン・テロ資金供与責任部署とする。

## 2. 顧客管理方針

当組合は、顧客との取引時確認に際して、公的地位等の顧客属性に即し対応策を実施するなど、リスクベースアプローチの考え方に則った適切な措置を講じる。さらに、顧客取引の定期的な調査および分析の結果を記録し、それらの記録を活用してリスク評価書を作成し、対応策を見直す。

## 3. 経営管理

第1線は、顧客と接点のある営業部門が方針や手続きに基づき対応する。

第2線は、担当役員等を中心に、コンプライアンス担当部署が第1線を継続的にモニタリングする。

第3線は、マネーロンダリング等防止にかかる必要な検査を監査部が実施する。

## 4. 疑わしい取引の届出

当組合は、業務内容に応じた規定や整備されたシステムによる日常的なモニタリングの結果、検知した疑わしい顧客や取引等を適切に処理し、当局に対して速やかに届出る態勢を構築する。

## 5. 職員研修方針

当組合は、取引時確認や取引記録作成などの顧客管理が適切に行われるよう、職員への研修を継続的に実施する。

## 6. 遵守状況の検証及び継続的な改善

当組合は、マネーロンダリング・テロ資金供与対策の遵守について、定期的に内部監査を実施し、継続的・組織的な態勢の充実に努めます。